

# ☆ P R T R 制度の対象化学物質が変更されます

改正後の対象化学物質の排出・移動量の把握は令和5年度から  
届出は令和6年度から実施となります。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正により、対象化学物質が変更されます。

第一種指定化学物質 462物質 → 515物質  
(うち特定第一種指定化学物質 15物質 → 23物質)  
第二種指定化学物質 100物質 → 134物質

○改正内容及び対象物質の詳細は下記リンクからご確認ください。

・化学物質排出把握管理促進法の政令改正について (令和3年10月20日公布)  
([https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8\\_4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html))



・対象化学物質について ー物質一覧表ー  
([https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html))



# ☆ 電子届出の届出期限が延長されます

電子届出については、令和4年度から令和6年度までの  
届出期限が7月末までとなります。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の改正により、令和4年度から令和6年度までの間に行われる届出に限り、電子届出の届出期限が、6月30日から7月31日まで延長されます。

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条における報告期限については、P R T R届出を電子で報告した場合は、7月31日までとなります。

**この機会に電子届出への切り替えをお願いします！**

○電子届出については下記リンクからご確認ください。

・PRTR 制度 電子情報処理組織を使用した届出 (電子届出)  
([https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8\\_4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html))



相模原市マスコットキャラクター  
さがみん

# ☆廃棄物焼却炉の届出事項に水銀が追加されます

水銀の排出量等については、令和4年度より把握、  
令和5年度より届出となります。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の改正により、水銀及びその化合物が、特別要件施設（廃棄物処理施設（一般廃棄物・産業廃棄物焼却炉等）及び下水道終末処理施設）において排出量を把握する第一種指定化学物質に追加されます。

○改正内容の詳細は下記リンクからご確認ください。

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（令和4年3月31日公布）  
([https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8\\_5.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_5.html))



相模原市環境経済局環境保全課  
042-769-8241

